

第5次日田市行政改革大綱第3期実行プラン（案）について（概要）

1. 目的・理由

本市では、地方自治法第2条第14項（「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」）の基本原則に基づき、昭和60年以降、5次にわたり「行政改革大綱」を策定し、行財政改革を推進しています。

現在の『第5次日田市行政改革大綱』は、平成30年度から令和9年度の10年間を計画期間として、平成30年3月に策定しました。

行政改革大綱は、その具体的な取組を「実行プラン」に示すこととしており、「第5次日田市行政改革大綱第2期実行プラン」の計画期間が令和5年度末をもって終了することから、将来にわたって持続可能な自治体運営を行うため、新たに第3期実行プランを策定するものです。

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
行政改革大綱	策定	第5次行政改革大綱									
		実行プラン（第1期）		実行プラン（第2期）				実行プラン（第3期）			

2. 内 容

◆第5次日田市行政改革大綱第3期実行プラン（案）

I. 効率的・効果的な行政運営

- ①事務事業の見直し
- ②人材育成の推進
- ③財政の健全化
- ④定員及び給与の適正な管理
- ⑤公共施設等の適正な配置・管理

II. 行政サービスの質の向上

- ①市民との協働の推進
- ②市民サービスの充実・向上

基本方針・推進項目に基づく26の実施事項の実施内容や各年度の実行プラン等を記載

3. 策定予定日

令和6年3月31日